

南 岩 本 公 園 再 整 備 事 業 基 本 協 定

令和 7 年 月

南岩本公園再整備事業基本協定

目 次

第1章 総則

第 1 条	(目的)	1
第 2 条	(定義)	1
第 3 条	(事業区域、事業内容及び手続等)	2
第 4 条	(債務の履行等)	2
第 5 条	(事業期間及び事業日程)	2
第 6 条	(乙による資金調達)	2
第 7 条	(公租公課)	2
第 8 条	(設置等計画の変更)	2
第 9 条	(許認可及び届出)	3
第 10 条	(事業に伴う調査等)	3
第 11 条	(整備に伴う周辺の安全及び環境対策)	3
第 12 条	(関係事業者との連携)	3

第2章 特定公園施設の設計及び整備

第 13 条	(設計)	3
第 14 条	(設計の変更)	3
第 15 条	(施工計画書の提出)	4
第 16 条	(工事責任者の設置)	4
第 17 条	(工事)	4
第 18 条	(第三者の使用)	4
第 19 条	(保険)	4
第 20 条	(説明及び立会の要求)	4
第 21 条	(中間確認)	5
第 22 条	(乙による完成検査)	5
第 23 条	(甲による完了検査)	5
第 24 条	(完了検査確認通知書の交付)	5
第 25 条	(工事期間の変更)	5
第 26 条	(工事の一時中止)	6
第 27 条	(工事の一時中止による費用等の負担)	6

第 2 8 条	(工事中に第三者に与えた損害)	6
第 2 9 条	(許可の取消し等)	6
第 3 0 条	(工事開始及び完成時の届出)	6

第 3 章 特定公園施設の引渡し

第 3 1 条	(引渡し)	6
第 3 2 条	(契約不適合)	7

第 4 章 特定公園施設の管理運営

第 3 3 条	(特定公園施設の管理運営)	7
第 3 4 条	(維持管理及び運営)	8

第 5 章 公募対象公園施設の設計及び整備

第 3 5 条	(公募対象公園施設に係る経費及び財産権)	8
第 3 6 条	(設計)	8
第 3 7 条	(設計の変更)	8
第 3 8 条	(施工計画書の提出)	8
第 3 9 条	(工事責任者の設置)	8
第 4 0 条	(工事)	9
第 4 1 条	(許可)	9
第 4 2 条	(第三者の使用)	9
第 4 3 条	(保険)	9
第 4 4 条	(説明及び立会の要求)	1 0
第 4 5 条	(中間確認)	1 0
第 4 6 条	(乙による完成検査)	1 0
第 4 7 条	(甲による完了検査)	1 0
第 4 8 条	(完了検査確認通知書の交付)	1 0
第 4 9 条	(工事期間の変更)	1 1
第 5 0 条	(工事の一時中止)	1 1
第 5 1 条	(工事の一時中止による費用等の負担)	1 1
第 5 2 条	(工事中に第三者に与えた損害)	1 1
第 5 3 条	(許可の取消し等)	1 1
第 5 4 条	(工事開始及び完了時の届出)	1 2

第6章 公募対象公園施設の管理運営

第55条	(管理運営計画)	12
第56条	(維持管理及び運営)	12
第57条	(許可の変更)	12
第58条	(許可の取消し等)	13
第59条	(改善命令)	13
第60条	(責任の所在)	13

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

第61条	(利便増進施設の設置及び管理運営)	13
------	-------------------	----

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

第62条	(乙の遵守事項)	13
第63条	(行為の制限)	14
第64条	(私権の制限)	14
第65条	(第三者の使用)	14
第66条	(安全対策及び事故への対応)	15
第67条	(委託の禁止等)	15

第9章 事業実施に当たっての負担区分等

第68条	(リスク分担)	16
第69条	(不可抗力による損害等)	16
第70条	(不可抗力による本協定の解除)	16
第71条	(関係法令等の変更による損害等)	16
第72条	(関係法令等の変更による本協定の解除)	16
第73条	(損害賠償等)	16
第74条	(第三者に与えた損害)	17
第75条	(事業区域の瑕疵)	17

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

第76条	(事業の報告及び評価)	17
第77条	(甲による事業の中間評価)	17
第78条	(事業内容の変更、一時中止等)	17
第79条	(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)	17

第 1 1 章 本協定の解除等	
第 8 0 条	(甲による本協定の解除) 1 8
第 8 1 条	(乙による本協定の解除) 1 8
第 8 2 条	(甲乙の合意による本協定の解除) 1 8
第 8 3 条	(特定公園施設の解除に伴う措置) 1 8
第 8 4 条	(公募対象公園施設の解除に伴う措置) 1 9
第 8 5 条	(認定の取消し) 1 9
第 8 6 条	(本協定の解除等の公表) 1 9
第 1 2 章 原状回復の義務	
第 8 7 条	(原状回復の義務) 1 9
第 1 3 章 事業破綻時の措置	
第 8 8 条	(事業破綻時の措置) 2 0
第 1 4 章 保証金等	
第 8 9 条	(保証金等) 2 0
第 1 5 章 補則	
第 9 0 条	(届出義務) 2 1
第 9 1 条	(著作権の使用) 2 1
第 9 2 条	(特許権等の使用) 2 2
第 9 3 条	(本協定上の地位の譲渡) 2 2
第 9 4 条	(秘密保持) 2 2
第 9 5 条	(管轄裁判所) 2 2
第 9 6 条	(その他) 2 2
記名押印	 2 3
別図 (事業区域)	 2 4
別表 1 (必要な手続)	 2 5
別表 2 (事業日程)	 2 6
別表 3 (リスク分担)	 2 7
別紙 1 (設置許可申請書)	 2 8
別紙 2 (占用許可申請書)	 2 9

南岩本公園再整備事業基本協定

京都市（以下「甲」という。）とPARC共同企業体（代表構成団体：PARC合同会社。）（以下「乙」という。）は、南岩本公園再整備事業（以下「本事業」という。）に関し、令和6年10月31日に締結した南岩本公園再整備事業基本協定について改定する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）（以下「法」という。）、京都市都市公園条例（昭和35年条例第16号）（以下「条例」という。）及び関係法令等の定めるところに従い、「南岩本公園再整備事業公募設置等指針」を受けて、乙が提案した「南岩本公園再整備事業公募設置等計画」に基づき、甲乙が相互に協力するため必要な事項を定め、本事業を確実かつ円滑に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

本協定における「公募対象公園施設」、「利便増進施設」及び「特定公園施設」は、乙が提案し、甲が認定した設置等計画に基づく施設のことをいう。

- (1) 「南岩本公園再整備事業公募設置等指針（以下「設置等指針」という。）」とは、甲が公表した設置等指針、作成要領、様式集、参考資料等及び質問回答書の書類をいう。
- (2) 「南岩本公園再整備事業公募設置等計画（以下「設置等計画」という。）」とは、乙が設置等指針に基づき、甲に提出した一切の書類をいう。
- (3) 「公募対象公園施設」とは、乙が設置及び所有して管理運営する便益施設をいい、別図（事業区域）に示す施設をいう。
- (4) 「利便増進施設」とは、乙が設置及び所有して管理運営する、地域における催しに関する情報を提供するための看板及び広告塔等をいい、別図（事業区域）に示す施設をいう。
- (5) 「特定公園施設」とは、設置等指針に基づき、設置等計画により提案された公募対象公園施設及び利便増進施設以外の乙が設置する施設であり、別図（事業区域）に示す施設をいう。
- (6) 「本市が整備を行う施設」とは、公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設以外の甲が設置する施設であり、別図（事業区域）に示す施設をいう。
- (7) 「設置許可」とは、甲が法第5条の規定に基づき、乙に対し、本事業の区域内で便益施設を設置し管理することを認め、与える許可をいう。
- (8) 「占用許可」とは、甲が法第6条の規定及び設置等指針に基づき、乙に対して本事業の対象となる特定公園施設の整備、利便増進施設の整備及び管理運営の方法に関する事項を定めた許可をいう。
- (9) 「特定公園施設譲渡契約」とは、甲と乙が別途契約する特定公園施設の無償譲渡に関する契約をいう。
- (10) 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、地滑り、落盤、落雷、地震、火災及びその他の自然災害又は騒擾、騒乱、暴動及びその他の人為的な現象（ただし、設置等指針又は設計図書等に基準を定めたものにあつては、これを超えるものに限る。）のうち、通常の予見可能な範囲外

のものであって、甲及び乙のいずれの責めにも帰さないものをいう。

(11) 「整備工事業務」とは、公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設において、設計開始から工事完了までを行う一連の業務をいう。

(12) 「管理運営業務」とは、完成した公募対象公園施設、利便増進施設及び特定公園施設において日常管理し、公園利用者が安心安全に利用できるよう運営する業務をいう。

(事業区域、事業内容及び手続等)

第3条 乙は、京都市南区東九条南岩本町に位置する南岩本公園の別図に示す事業対象区域（以下「事業区域」という。）において、設置等計画に基づき、本協定締結後、次の各号の業務について、甲及び各関係機関との協議を経て内容を確定し、本事業を行うものとする。

なお、本協定中の「本事業」とは、これら一連の業務全てをいう。

- (1) 特定公園施設の整備工事業務
- (2) 特定公園施設の引渡し業務
- (3) 特定公園施設の管理運営業務
- (4) 公募対象公園施設の整備工事業務
- (5) 公募対象公園施設の管理運営業務
- (6) 利便増進施設の整備工事業務
- (7) 利便増進施設の管理運営業務

2 乙は、本事業の各業務に着手する前に、別表1に定める手続を行わなければならない。

(債務の履行等)

第4条 本協定に基づく債務の履行については、乙が甲に対して全ての責任を負うものとする。

2 乙は、本施設の整備工事業務着手から甲による完成検査終了まで、事業区域の維持及び管理を自らの責任と費用負担において行うものとする。

(事業期間及び事業日程)

第5条 本協定の事業期間（以下「事業期間」という。）は、乙が実施する工事の着手に伴う設置許可の許可日から20年を経過した日までとする。

なお、事業期間には乙の事業撤退に伴う第87条の原状回復工事の期間を含めるものとする。

2 次に定める場合の事業期間の終了日は、甲が定め、別途、乙に通知するものとする。

- (1) 設置許可が取り消された場合
- (2) 設置許可を更新しない場合
- (3) 事業を途中で中止する場合

3 本協定の事業日程は別表2によるものとする。

(乙による資金調達)

第6条 乙は、本事業に係る資金調達に関する一切の責任を負うものとする。ただし、設置等指針において甲が負担すると定められている費用に関してはこの限りではない。

(公租公課)

第7条 本事業に関連して生じる公租公課は、乙の負担とする。

(設置等計画の変更)

第8条 乙は、設置等計画を変更する場合、甲の認定を得なければならない。

2 本協定は、前項の変更事項に応じて変更しなければならない。

（許認可及び届出）

第9条 乙は、本事業に係る許認可の申請及び届出に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、許認可及び届出の状況について、甲に説明及び報告するものとする。

（事業に伴う調査等）

第10条 乙は、特定公園施設、公募対象公園施設及び利便増進施設（以下「本施設」という。）の設計及び整備工事に必要な測量、地質調査及びその他の調査を自らの責任と費用負担において行うものとする。また、乙は本事業に係る調査を行う場合、甲に事前に連絡するものとし、かつ、当該調査等を終了したときは甲に当該調査等に係る報告をし、その確認を受けなければならない。

（整備に伴う周辺の安全及び環境対策）

第11条 乙は、自らの責任と費用負担において、乙の整備工事業務により発生した騒音、振動、土壌汚染、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気及び電波障害等、周辺の安全及び環境に与える影響を考慮し、対策するものとする。この場合において、乙は、周辺の安全及び環境対策の実施の方法について事前に甲と協議するものとし、乙は、甲に対して、事後にその内容及び結果を報告するものとする。

2 乙は、前項の周辺の安全及び環境対策の不調を理由として設置等計画の変更をすることはできない。ただし、第8条第1項に基づき、事前に甲の許可を受けた場合は、この限りでない。

3 周辺の安全及び環境対策の結果、公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日又は利便増進施設の供用開始予定日の遅延が見込まれる場合において、乙が請求した場合、甲乙協議のうえ、甲が認めた場合、別表2に規定する事業日程を変更するものとする。

4 周辺の安全及び環境対策の結果、乙に生じた増加費用及び損害（公募対象公園施設の供用開始予定日、特定公園施設の引渡予定日又は利便増進施設の供用開始予定日が変更されたことに伴い増加する費用を含む。）については、乙が負担するものとする。

5 事業区域内に乙の責に帰さない土壌汚染や地中障害物等が発見された場合は、土壌汚染の対策や地中障害物等の撤去の方法については、甲乙協議をし、原則として甲が費用を負担するものとする。

（関係事業者との連携）

第12条 乙は、本事業の円滑な推進を目的として、事業区域内及び周辺施設の関係事業者との調整を実施するものとする。

第2章 特定公園施設の設計及び整備

（設計）

第13条 乙は、設置等指針及び設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出のうえ、承諾を受けなければならない。

2 設計に当たり、必要な調査や関係法令等の手続は、乙の負担とする。

3 乙は、特定公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。

4 乙は、特定公園施設の設計の状況について、甲に説明及び報告するものとする。

（設計の変更）

第14条 甲は、前条第1項の設計図書について確認し、客観的必要性かつ合理性がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

2 乙は、変更及び修正した点について、甲に説明及び報告するものとする。

（施工計画書の提出）

第15条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、施工計画書及び工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、これに従い特定公園施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、前項の内容について、甲に説明及び報告するものとする。

（工事責任者の設置）

第16条 乙は、特定公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事の運営及び監理を行い、甲に工事に係る必要な報告を行うほか、工事に係る甲の指示等がある場合には、これを遂行する責務を負う。

（工事）

第17条 乙は、第13条第1項に定める設計図書の承諾を得た後、工事区域について、速やかに特定公園施設の占用許可申請書を提出して、甲の許可を得るものとする。

2 乙は、前項の許可の取得後、遅滞なく特定公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 乙は、第13条第1項に定める設計図書に基づき、特定公園施設の整備工事を行うものとする。

4 乙は、特定公園施設の工事着手前に、特定公園施設の詳細図面、事業内容を記載した事業計画書（以下「特定公園施設事業計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。

5 甲は、提出された特定公園施設事業計画書を精査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

6 工事実施に当たり、必要な調査や関係法令等の手続は乙の負担とする。

（第三者の使用）

第18条 乙は、特定公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、特定公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（保険）

第19条 乙は、自己の費用において、損害保険会社との間で、工事目的物及び工事材料等を対象とする建設工事保険及び第三者賠償責任保険契約を締結のうえ、特定公園施設の整備工事着手前に、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。保険契約の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書を速やかに甲に提出しなければならない。

（説明及び立会の要求）

第20条 甲は、特定公園施設の整備工事について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会を求めることができる。

2 乙は、前項の要求があった場合、これに応じなければならない。

3 第1項の結果、特定公園施設の整備工事が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、乙

は是正し、その費用を負担しなければならない。

4 甲は、特定公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに特定公園施設の整備工事に立ち会うことができる。

5 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第4項に規定する立会を行ったことを理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、第1項及び第4項を理由として、何ら責任を負担しない。

(中間確認)

第21条 甲は、特定公園施設の整備工事期間中、中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、特定公園施設の整備工事が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が第1項に規定する中間確認を行ったことを理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、第1項を理由として、何ら責任を負担しない。

(乙による完成検査)

第22条 乙は、自己の責任及び費用において、特定公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。

2 乙は、特定公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に対して通知しなければならない。

3 甲は、乙が第1項の規定に従い行う完成検査へ立ち会うことができる。

なお、甲は、正当な事由があり、甲が必要と認める場合、乙に、必要かつ合理的な限度で破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

4 乙は、甲が前項を理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、前項を理由として、何ら責任を負担しない。

5 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

(甲による完了検査)

第23条 甲は、特定公園施設の整備工事完成後、前条第5項にある、乙の完成検査結果報告を受けてから、速やかに特定公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、特定公園施設の整備工事が第13条第1項に定める設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。

乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

なお、是正に伴う費用は乙の負担とする。

3 甲は、前項の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第1項及び第2項の規定を準用する。この場合において、第1項の「乙の完成検査結果報告」とは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

(完了検査確認通知書の交付)

第24条 甲は、前条の検査の終了後、乙に特定公園施設の整備工事の完了検査確認通知書を交付しなければならない。

2 乙は、前項に基づく完了検査確認通知書の交付を受けたことをもって、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、同通知書を交付したことをもって、何ら責任を負担しない。

(工事期間の変更)

第25条 乙は、不可抗力により、特定公園施設の整備工事期間を遵守できないときは、特定公園施設

の整備工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議し合意のうえ、特定公園施設の整備工事期間を定めるものとし、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第26条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知したうえで、特定公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項により、必要があると認めるときは特定公園施設の整備工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第27条 甲は、前条による特定公園施設の整備工事の一時中止が、不可抗力又は関係法令等の変更等による場合、特定公園施設の整備工事の続行に備え、工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用又はその他の増加費用が必要となったときは、第9章に従い、甲乙協議により、必要な措置及びこれに係る負担を定めるものとする。

なお、特定公園施設の供用開始予定日が遅れた場合であっても、乙は、甲に対し営業補償等を請求することはできない。

2 乙は、前条による特定公園施設の整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由による場合、前項の増加費用及び損害を負担するものとする。

3 甲は、前条による特定公園施設の整備工事の一時中止が、甲の責めに帰すべき事由による場合、第1項の増加費用及び損害（営業補償等は除く。）を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第28条 乙が特定公園施設の整備工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。ただし、当該損害が、損害を受けた第三者自身の過失又は故意による事由など、乙の責めに帰すべき事由によるものではない場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は損害内容等を示した書類を作成し、甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第29条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合、その他関係法令に定める事由が生じた場合においては、条例第13条の定めるところに従い、第17条第1項の許可の取消しを行い、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、第9章に従い、甲乙協議により、必要な措置及びこれに係る負担を定めるものとする。

3 甲は、乙が関係法令等及び許可条件に違反した場合には、第17条第1項の許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じて、甲はその補償を行わないものとする。

(工事開始及び完了時の届出)

第30条 乙は、特定公園施設の整備工事開始及び完了時は、その旨を甲に報告しなければならない。

第3章 特定公園施設の引渡し

(引渡し)

第31条 乙は、第23条に規定する完了検査に合格した場合には、甲に対して、特定公園施設を無償

譲渡するものとする。

2 甲と乙は、別途、特定公園施設譲渡契約を締結するものとする。

3 前項の特定公園施設譲渡契約の内容は、甲と乙が協議し、定めるものとする。

なお、特定公園施設の仕様及び性状等は、乙が特定公園施設譲渡契約の際に指定した図面、仕様書及びその他の説明書類により定める。

（契約不適合）

第32条 甲は、特定公園施設に前条第2項の特定公園施設譲渡契約との契約不適合があるときは、乙に対してその補修による追完を請求し、又は損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約不適合が甲の指示によって生じた場合は、この限りではない。

2 前項の規定による追完又は損害賠償の請求は、前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、乙が当該契約不適合を知っていた場合、又は、当該契約不適合が、乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は前条の規定による特定公園施設の引渡しを受けた日から10年以内とする。

3 甲は、特定公園施設が第1項の契約不適合により滅失又は毀損したときは、前項に規定する期間内で、かつ、甲がその滅失又は毀損を認識した日から6か月以内に第1項の権利を行使するものとする。

第4章 特定公園施設の管理運営

（特定公園施設の管理運営）

第33条 乙は、特定公園施設の供用開始日までに、次の事項を記載した「南岩本公園特定公園施設管理運営計画書」（以下「特定公園施設管理運営計画書」という。）を甲に提出しなければならない。

- (1) 設置等計画のうち特定公園施設の事業計画として記載された事項
- (2) 管理運営業務を行うに当たって取得し、又は作成した文書の公開に関する事項
- (3) 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (4) 法令遵守に関する事項
- (5) 甲と乙とのリスク分担に関する事項
- (6) 損害賠償責任保険等の加入に関する事項
- (7) 物品の貸与及び管理に関する事項
- (8) 施設の修繕に関する事項
- (9) 原状回復及び引継ぎに関する事項
- (10) 地震、風水害、その他の災害発生時の対応に関する事項
- (11) 適正な労働環境の確保に関する事項
- (12) その他市長等が必要と認める事項

2 乙は、次の事項を記載した文書を特定公園施設管理運営計画書に添付しなければならない。

- (1) 年間管理運営計画
 - ア 管理運営方針
 - イ 樹木、草花等植物育成管理
 - ウ 清掃、草刈など美観の保持
 - エ 設備等保守点検等

- オ 警備、巡回（不法・迷惑行為・苦情要望への対応等）
- カ 安全対策（防火・防犯・防災等）
- キ 駐車、駐輪対策（周辺道路の渋滞対策、苦情対応を含む）
- ク 環境対策（騒音対策・振動対策等）

- (2) 植物育成管理及びその他専門業務を担当する協力企業名、責任者名及び資格等
- (3) 緊急時の体制及び対応
- (4) その他、良好な維持管理に関すること

（維持管理及び運営）

第34条 乙は、特定公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び運営を行うものとする。

- 2 前項の維持管理及び運営の内容が、特定公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。
- 3 乙は、特定公園施設の一修繕費及び一修理費について、100万円までは負担し、100万円を超える金額については、甲乙協議のうえ、負担者及び負担割合を決定する。

なお、一修繕費及び一修理費とは、1設備当りの費用であり、1回当りの修繕費及び修理費ではない。

第5章 公募対象公園施設の設計及び整備

（公募対象公園施設に係る経費及び財産権）

第35条 公募対象公園施設の整備工事業務及び管理運営業務に係る全ての費用及び手数料等の一切の経費は乙が負担する。

- 2 本事業において、乙が設置する公募対象公園施設の財産権は、乙に帰属する。

（設計）

第36条 乙は、設置等指針及び設置等計画に基づき、関係法令等を遵守し、設計業務を行わなければならない。また、設計業務完了後、設計図書を甲に提出のうえ、承諾を受けなければならない。

- 2 設計に当たり、必要な調査や関係法令等の手続は、乙の負担とする。
- 3 乙は、公募対象公園施設の設計に関する一切の責任を負うものとする。
- 4 乙は、公募対象公園施設の設計の状況について、甲に説明及び報告するものとする。

（設計の変更）

第37条 甲は、前条第1項の設計図書について確認し、客観的必要性かつ合理性がある場合には、変更及び修正を指示することができる。

- 2 乙は、変更及び修正した点について、甲に説明及び報告するものとする。

（施工計画書の提出）

第38条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、施工計画書及び工事工程表を作成し、甲に提出しなければならない。乙は、これに従い公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

- 2 乙は、前項の内容について、甲に説明及び報告するものとする。

（工事責任者の設置）

第39条 乙は、公募対象公園施設の整備工事着手前に、工事責任者を設置し、甲に報告しなければならない。工事責任者は、工事の運営及び監理を行い、甲に工事に係る必要な報告を行うほか、工事に係る甲の指示等がある場合には、これを遂行する責務を負う。

(工事)

第40条 乙は、第36条第1項に定める設計図書に基づき、公募対象公園施設の整備工事を行うものとする。

2 乙は、公募対象公園施設の工事着手前に、公募対象公園施設の詳細図面、事業内容を記載した事業計画書（以下「公募対象公園施設事業計画書」という。）を甲に提出し、承諾を得なければならない。

3 甲は、提出された公募対象公園施設事業計画書を精査し、本協定の趣旨に合致していれば、これを承諾するものとする。

4 公募対象公園施設の整備工事の実施に当たり、必要な調査や関係法令等の手続は、乙の負担とする。

(許可)

第41条 乙は、公募対象公園施設の設置業務に係る設計業務を完了し、第36条第1項に定める設計図書の承諾を受けた後、速やかに公募対象公園施設の設置許可申請書を提出して、甲の許可を得るものとする。

2 乙は、前項の許可の取得後、遅滞なく公募対象公園施設の整備工事に着手しなければならない。

3 本条の許可の期間は、法第5条第3項の規定により、許可の日から10年間とする。

4 乙は、設置等計画に基づき、提案した本条の許可に係る土地の使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払う。使用料は条例第10条で定める金額を下限とする。

5 乙は、前項に規定する使用料を、甲が定める期間までに納付しなければならない。

6 乙による使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

7 乙が本条の許可の更新を希望するときは、許可の期間満了の1年前までに文書により甲に対し意向を表明することとし、甲は法及び本協定第5条に定める事業期間内に限り、これを認めるものとする。ただし、許可の更新は事業期間内で1回とする。

(第三者の使用)

第42条 乙は、公募対象公園施設の整備工事に当たって第三者を使用する場合、事前に書面により甲に届け出なければならない。

2 前項に基づく第三者の使用は全て乙の責任において行うものとし、公募対象公園施設の整備工事に関して乙が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、乙の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

(保険)

第43条 乙は、自己の費用において、損害保険会社との間で、工事目的物及び工事材料等を対象とする建設工事保険、第三者賠償責任保険契約を締結のうえ、公募対象公園施設の整備工事着手前に、保険証書の写しを甲に提出しなければならない。保険契約の内容については、保険契約の締結前に甲の確認を得るものとする。

2 乙は、当該監督官公署から労働者災害補償保険の加入証明を受け、その証明書を速やかに甲に提出しなければならない。

（説明及び立会の要求）

第44条 甲は、公募対象公園施設の整備工事について、必要に応じて、乙に対して説明及び立会を求めることができる。

2 乙は、前項の要求があった場合、これに応じなければならない。

3 第1項の結果、公募対象公園施設の整備工事が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、乙は是正し、その費用を負担しなければならない。

4 甲は、公募対象公園施設の整備工事期間中、事前の通知なしに公募対象公園施設の整備工事に立ち会うことができる。

5 乙は、甲が第1項に規定する説明を受けたこと又は第4項に規定する立会を行ったことを理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、第1項及び第4項を理由として、何ら責任を負担しない。

（中間確認）

第45条 甲は、公募対象公園施設の整備工事期間中、中間確認を実施することができる。

2 中間確認の結果、公募対象公園施設の整備工事が設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、甲が第1項に規定する中間確認を行ったことを理由として、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、中間確認を行ったことをもって、何ら責任を負担しない。

（乙による完成検査）

第46条 乙は、自己の責任及び費用において、公募対象公園施設の整備工事の完成検査を行うものとする。

2 乙は、公募対象公園施設の整備工事の完成検査の日程を、事前に甲に通知しなければならない。

3 甲は、乙が第1項に従い行う完成検査へ立ち会うことができる。

なお、甲は、正当な事由があり、甲が必要と認める場合、乙に、必要かつ合理的な限度で破壊検査を行わせることができる。この場合において、破壊検査及び復旧に要する費用は乙の負担とする。

4 乙は、前項に基づく検査を行ったことをもって、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、前項に基づく検査を行ったことをもって、何ら責任を負担しない。

5 乙は、完成検査に対する甲の立会の有無を問わず、甲に対して完成検査の結果を報告するものとする。

（甲による完了検査）

第47条 甲は、公募対象公園施設の整備工事完成后、前条第5項に基づく乙の完成検査結果報告を受けてから、速やかに公募対象公園施設の整備工事の完了検査を実施するものとする。

2 完了検査の結果、公募対象公園施設の整備工事が第36条第1項に定める設計図書の内容を逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従うものとする。乙は、当該是正の完了後速やかに、甲に是正の完了を報告するものとする。

なお、是正に伴う費用は乙の負担とする。

3 甲は、前項の報告を受けた場合、再度完了検査を実施するものとする。

4 前項の再度の完了検査は、第2項の規定を準用する。この場合において、第1項の「乙の完成検査結果報告」とは「是正の完了の報告」と読み替えて適用するものとする。

（完了検査確認通知書の交付）

第48条 甲は、前条の検査後、乙に公募対象公園施設の整備工事の完了検査確認通知書を交付しなければならない。

2 乙は、前項に基づく完了検査確認通知書の交付を受けたことをもって、本協定上のいかなる責任をも免れず、甲は、同通知書を交付したことをもって、何ら責任を負担しない。

(工事期間の変更)

第49条 乙は、不可抗力により公募対象公園施設の整備工事期間を遵守できないときは、公募対象公園施設の整備工事期間の変更を請求することができる。この場合において、甲は、乙と協議し合意のうえ、公募対象公園施設の整備工事期間の変更を行い、乙はこれに従うものとする。

(工事の一時中止)

第50条 甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知したうえで、公募対象公園施設の整備工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

2 甲は、前項により、必要があると認めるときは公募対象公園施設の整備工事期間を変更することができる。

(工事の一時中止による費用等の負担)

第51条 甲は、前条による公募対象公園施設の整備工事の一時中止が、不可抗力又は関係法令等の変更等による場合、公募対象公園施設の整備工事の続行に備え工事現場を維持するための費用、労働者や建設機械器具等を保持するための費用、その他の増加費用が必要となり、又は乙が損害を被ったときは、第9章に基づき、甲乙協議により、必要な措置及びこれに係る負担を定めるものとする。

なお、乙は、公募対象公園施設の供用開始予定日が遅れた場合であっても、甲に対し営業補償等を請求することはできない。

2 乙は、前条による整備工事の一時中止が、乙の責めに帰すべき事由による場合、前項の増加費用及び損害を負担するものとする。

3 甲は、前条による整備工事の一時中止が、甲の責めに帰すべき事由による場合、第1項に掲げる増加費用及び損害（営業補償等は除く。）を負担するものとする。

(工事中に第三者に与えた損害)

第52条 乙が公募対象公園施設の整備工事に関し、第三者に損害を与えた場合、乙は、当該第三者に対して係る損害を賠償する責務を負うものとする。ただし、当該損害が、損害を受けた第三者自身の過失又は故意による事由など、乙の責めに帰すべき事由によるものではない場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、乙は損害内容等を示した書類を作成し、甲に報告しなければならない。

(許可の取消し等)

第53条 甲は、やむを得ない必要が生じた場合、その他関係法令に定める事由が生じた場合においては、条例第13条の定めるところに従い、第41条の許可の取消しを行い、その効力を停止、又はその条件を変更することができる。

2 前項の場合において、乙に生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令等の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が関係法令等又は許可条件に違反した場合には、第41条の許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合においては、乙に損失が生じて、甲はその補償を行わないもの

とする。

(工事開始及び完了時の届出)

第54条 乙は、公募対象公園施設の工事開始及び完了時は、その旨を甲に報告しなければならない。

第6章 公募対象公園施設の管理運営

(管理運営計画)

第55条 乙は、公募対象公園施設の供用開始日までに、次の事項を記載した「南岩本公園公募対象公園施設管理運営計画書」(以下「公募対象公園施設管理運営計画書」という。)を甲に提出しなければならない。

(1) 管理運営計画

- ア 管理運営方針
- イ 管理運営形態
- ウ 安全対策(防火・防犯・防災等)
- エ 環境対策(騒音・振動対策等)

(2) 年間維持管理計画

- ア 維持管理方針
- イ 清掃など美観の保持
- ウ 建築物、設備等保守、消防点検等
- エ 警備、巡回(不法・迷惑行為・苦情要望への対応等)

(3) 緊急時の体制及び対応

(4) 職員配置計画

(5) 収支計画

(6) その他、良好な管理運営に関すること

(7) 事業内容の報告(更新申請時のみ)

- ア (1)～(6)に関する実施状況
- イ 施設関連内訳の実施状況
- ウ 資金調達計画の実施状況
- エ 事業計画の実施状況

(維持管理及び運営)

第56条 乙は、第41条の規定による許可の際に付された許可条件、前条の公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に基づき、適切に維持管理及び運営を行うものとする。

2 前項の維持管理及び運営の内容が、公募対象公園施設管理運営計画書、その他関係法令等に逸脱していることが判明した場合、甲は乙に対してその是正を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

3 乙は、公募対象公園施設の維持管理及び運営に関する一切の責任を負うものとする。

(許可の変更)

第57条 乙は、公募対象公園施設の整備工事、管理及び運営上やむを得ない場合、その他関係法令に定める事由が生じた場合においては、甲に許可の変更を申請することができる。

2 甲は、前項の理由を適当と認めた場合、第41条により許可を受けた事項について変更することができる。

（許可の取消し等）

第58条 甲は、本事業に伴う工事のため、やむを得ない場合、その他関係法令に定める事由が生じた場合においては、条例第13条の定めるところに従い、第41条の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができるものとする。

2 前項の場合において、乙が生じた損失に伴う補償については、法その他関係法令等の規定に従うものとする。

3 甲は、乙が関係法令等又は許可条件に違反した場合には、第41条の許可を取り消し、又はその効力を停止することがある。この場合、乙に損失が生じても、甲はその補償を行わないものとする。

（改善命令）

第59条 甲は、第76条第3項に基づく評価により、乙の管理運営状況が適切でないと認められる場合、乙に対し、その改善を命令することができる。

2 乙は、甲から前項の命令を受けた場合は、速やかに改善計画を作成し、甲に提出しなければならない。

（責任の所在）

第60条 乙は、公募対象公園施設の整備及び管理運営に係る一切の責任を負う。ただし、当該責任が甲の指示によるなど、甲が責任を負うべき事象が生じた場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

第7章 利便増進施設の設置及び管理運営

（利便増進施設の設置及び管理運営）

第61条 利便増進施設の設置及び管理運営は、第35条から第60条、第84条の規定を準用する。この場合において、「公募対象公園施設」とあるのは「利便増進施設」に、「設置許可」とあるのは「占用許可」に、「設置許可申請書」とあるのは「占用許可申請書」に、「公募対象公園施設管理運営計画書」とあるのは「利便増進施設管理運営計画書」に、それぞれ読み替えて適用するものとする。

第8章 認定計画提出者の責務と行為の制限等

（乙の遵守事項）

第62条 乙は、事業期間中、本事業を確実に実行し、善良な管理者としての注意をもって事業区域を良好に管理しなければならない。

2 乙は、設置等指針、特定公園施設事業計画書、特定公園施設管理運営計画書、公募対象公園施設事業計画書、公募対象公園施設管理運営計画書、利便増進施設事業計画書、利便増進施設管理運営計画書、第41条の許可条件及びその他関係法令等を遵守し、事業区域の安全確保に努めるとともに、適正な維持管理及び運営を行わなければならない。

3 乙は、本事業における権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、継承させ、又はその権利を供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、合併又は会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに甲に通知しなけ

ればならない。

- 5 乙は、個人情報その他本事業で知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- 6 乙は、公園利用者が公平かつ平等に施設等を利用できるよう十分に配慮するものとする。
- 7 乙は、自己の業務従事者及びその他関係者に第2項、第5項及び前項の義務を遵守させなければならない。

(行為の制限)

第63条 乙は、事業区域において、次に定める行為を行う、又は、第三者に行わせることはできない。

- (1) 政治的又は宗教的な用途で、勧誘活動及び公園利用者が対象となることが予想される普及宣伝活動等。
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する業。
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販又はサービス業。
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）及びその利益となる活動を行う者の活動。
- (6) 上記のほか、公園利用との関連性が低く、甲が必要とみなすことができないと判断する行為

(私権の制限)

第64条 乙は、本協定に基づく権利及び許可等の権利について、第三者に譲渡、転貸、又は担保に供することはできない。

- 2 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設の所有権を、第三者に譲渡することはできない。ただし、複数の団体により構成されるグループで応募する場合の構成団体は除く。
- 3 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設について抵当権その他の権利を設定し、構成団体以外の第三者に譲渡、移転し、又は担保に供することはできない。ただし、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4 乙は、事業区域の敷地について、借地権その他のいかなる権利も主張できない。
- 5 乙は、事業区域の敷地を構成団体以外の第三者に占有させる等、甲の権利を侵害又は侵害のおそれのある一切の行為をしてはならない。

(第三者の使用)

第65条 乙は、公募対象公園施設及び利便増進施設を第三者に賃貸する場合は、契約内容について事前に甲に確認のうえ、次の各号に掲げる事項について、然るべき措置を取るものとする。

なお、賃借人を決定又は変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。
- (2) 契約期間は、第5条に定める事業期間内とする。
- (3) 賃借人に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させる。
- (4) 甲が許可を取り消した場合、又は国、地方公共団体又は公共的団体によって公用又は公共の用に供する必要が生じた場合には、契約期間内であっても、速やかに賃借人との契約を解除する。

(5) 賃借人が、賃貸借契約によって生ずる権利を第三者へ譲渡、転貸又は担保に供することを禁止する。

(6) 賃借人との間で発生した紛争等については、乙の責任において一切を処理する。

2 乙は、賃借人が第67条第4項第6号に該当する者（以下「暴力団員等」という。）であることを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

（安全対策及び事故への対応）

第66条 乙は、本事業の実施に当たり、災害又は事故等に対応するための体制を整備し、その体制について書面により甲に報告しなければならない。

2 地震火災等の災害時に事業区域が、一時避難場所として利用される場合、乙は、適切な対応を行うものとする。詳細は、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

3 乙は、甲の主催で実施する事業区域や周辺におけるイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について甲に協力するものとする。

4 本事業の実施中に事故が発生した場合、乙は、当該事故発生時の帰責の如何にかかわらず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

5 甲は、災害又は事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、乙に対し、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。また、甲は、乙に対し緊急事態の対応及び協力を要請することができる。

（委託の禁止等）

第67条 乙は、本事業の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本事業の一部（運営管理、運営方針の決定等、事業の主たる部分を除く。）を第三者に委託する場合は、事前に書面をもって甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

3 乙は、前項の規定により委託を行う場合、当該委託先に本協定の規定、設置許可等の条件及びその他関係法令等を遵守させなければならない。

4 乙は、委託先が次の各号に掲げる事項に該当することを知った場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従い、必要な措置を取らなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する場合。

(2) 応募申込書の受付日から、本協定の締結までの期間に、本市から指名停止を受けている場合。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされているもの、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）又は銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全である場合。

(4) 市町村税を滞納している場合。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納している場合。

(6) 暴対法第2条第6項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、法人でその役員が暴力団員に該当する場合、又は暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する場合。

第9章 事業実施に当たっての負担区分等

（リスク分担）

第68条 事業期間中の甲乙のリスクに対する負担及び対応の区分は別表3のとおりとする。

なお、別表3に定めるもの以外の事項については甲乙協議により決定する。

- 2 乙は、甲又は第三者によるイベント開催等に伴い、休業等が発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し営業補償及び休業補償等を請求することができない。

（不可抗力による損害等）

第69条 不可抗力により、乙に増加費用及び損害が生じるときは、公募対象公園施設及び利便増進施設に係るものについては乙の負担とする。特定公園施設については甲乙協議のうえ、負担者を決定する。

（不可抗力による本協定の解除）

第70条 不可抗力により本協定の履行が困難となった場合、乙はその内容の詳細を記載した書面をもって、速やかに甲に対し通知しなければならない。

- 2 前項の通知があった場合、甲及び乙は、当該通知の内容について確認し、不可抗力により本協定の履行が困難であると甲が認めた時は、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、本協定締結後に発生した不可抗力により、本協定の履行が不可能となったときは、甲乙協議のうえ、甲は、本協定を解除することができるものとする。
- 4 前項に基づき甲が本協定を解除した場合、乙は、速やかに、原状回復するものとする。
- 5 第3項に基づき甲が本協定を解除した場合、第41条第1項に基づく設置許可も終了するものとする。
- 6 甲及び乙は、本協定に別段の定めがある場合を除き、第3項の解除により生じた増加費用及び損害を相互に請求できないものとする。

（関係法令等の変更による損害等）

第71条 関係法令等の変更、本事業の整備、又は管理運営業務に影響が生じる場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合、甲及び乙は、当該報告の内容について確認し、関係法令等の変更により本協定の履行が困難となった場合、又は乙に増加費用及び損害が生じると甲が認めたときは、対応方針について協議するものとする。

（関係法令等の変更による本協定の解除）

第72条 関係法令等の変更により本協定の履行が困難となった場合、乙は、その内容の詳細を記載した書面をもって、直ちに甲に対し報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合、甲が当該報告の内容について確認し、関係法令等の変更により本協定の履行が困難となったものであると認めたときは、甲及び乙は、対応方針について協議するものとする。
- 3 前項の措置を講じてもなお、関係法令等の変更により、本協定の履行が不可能となったときは、甲乙協議のうえ、甲は、本協定を解除できるものとし、その際の処理については第70条第4項から第6項までの規定を適用する。

（損害賠償等）

第73条 甲が第80条により本協定を解除した場合、その他乙の責めに帰すべき事由により甲が損害

を被った場合、乙は当該損害を賠償しなければならない。

(第三者に与えた損害)

第74条 乙は、本事業の実施に当たり、第三者と紛争が生じ、損害を与えた場合、乙の責任と費用負担において、その紛争を解決し、その損害を賠償しなければならない。

(事業区域の瑕疵)

第75条 乙は、本協定締結後、事業区域内で隠れた瑕疵を発見しても、甲に対し使用料の減免及び損害賠償等の請求をすることができない。

第10章 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等

(事業の報告及び評価)

第76条 乙は、第33条、第55条及び第61条の管理運営計画書を地方自治法第208条に規定する会計年度（以下「会計年度」という。）ごとに作成して、前年度の2月末日までに、甲へ提出しなければならない。

2 乙は、前項に基づく管理運営・維持管理状況を記載した、第33条、第55条及び第61条の事業報告書を会計年度ごとに作成して、毎会計年度終了後40日以内に甲へ提出し、評価を受けなければならない。事業報告書に記載する事項については、甲乙協議のうえ決定する。

3 甲は、事業報告書を基に、次の各号に掲げる事項について、事業評価を実施する。

- (1) 事業提案や本事業の趣旨に沿い、本協定に即した事業内容が展開されていたか。
- (2) 公募対象公園施設及び利便増進施設の維持管理の不備により、第三者に危害を加えることがなかったか。
- (3) 本施設の維持管理が適切に行われていたか。

(甲による事業の中間評価)

第77条 甲は、前条第3項の評価の実施時以外にも、適宜中間評価を行うことができる。

(事業内容の変更、一時中止等)

第78条 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本事業の内容を変更又は、一時中止する必要がある場合、乙は速やかに甲と協議を行ったうえで、事前に書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。

なお、開業後の事業内容の変更は、原則、第41条の規定による設置許可の更新時とする。

2 甲は、本協定に基づく事業の実施内容を変更する必要がある場合、乙に協議のうえ、変更を求めることができる。

3 甲は、乙が本協定、設置許可の条件、又はその他関係法令等に違反するなど、必要があると認める場合、本事業の内容の変更又は一時中止を指示することができる。

(暴力団員等による不当要求を受けた場合の報告等)

第79条 乙は、本事業の実施に当たり、暴力団員等から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

2 乙は、本事業に関して下請負又は受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）が暴力団員等から妨害及び不当要求を受けた場合、速やかに甲に報告するとともに、下請負人等に対し警察への届出を行うよう指導しなければならない。

- 3 乙は、前項の規定により報告を受けた甲の調査及び届出を受けた警察の捜査に協力しなければならない。

第 11 章 本協定の解除等

(甲による本協定の解除)

第 80 条 甲は、第 76 条第 3 項による事業評価において、事業継続が不可能であると判断すべき合理的な理由がある場合のほか、第 5 条の事業期間にかかわらず、設置許可を取り消し、更新しない場合、又は次の各号に掲げるいずれかの事由がある場合には、本協定を解除することができる。

- (1) 乙が、第 41 条第 1 項による許可の際に付された許可条件及びその他関係法令等に違反する行為を行い、甲が是正を催告したにもかかわらず、相当期間内に乙による是正がなされない場合
 - (2) 乙が、本協定の趣旨に反するなど、本事業の目的から逸脱し、甲から再三の警告等が発せられてもなお、改善が見られない場合
 - (3) 甲乙間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
 - (4) 乙が、銀行取引停止処分を受け、破産、民事再生、会社更生手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
 - (5) 乙が、差押、処分、強制執行又は競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 乙が、監督官庁により営業取消又は停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止又は停止した場合
 - (7) 乙又はその構成員が、暴力団員等であることが判明した場合
- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除された場合、既納の使用料の還付、損失補償、損害賠償又はその他金銭の支払を求めることはできない。

(乙による本協定の解除)

第 81 条 甲が本協定に規定される甲の義務に違反し、本事業の継続が困難であると認められる場合には、乙は甲に通知し、本協定を解除することができるものとする。

(甲乙の合意による本協定の解除)

第 82 条 乙は、経営状況など乙の責めに帰すべき事由により、事業の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の 6 か月前までに、甲に対して書面により解除の申請を行ったうえで、甲と協議し、甲が同意した場合に限り、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
- 3 本協定締結後、不可抗力により、公募対象公園施設が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過度の費用を要する等、本協定の履行が不可能となった場合、甲と乙は協議し、合意のうえ、本協定を解除することができる。この場合、甲は当該年度の既納使用料の全部又は一部を乙に還付することができる。

(特定公園施設の解除に伴う措置)

第 83 条 甲及び乙は、特定公園施設について、本協定が解除された場合、次の各号に掲げる措置を行うものとする。

- (1) 特定公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第 17 条に基づく許可を取消し、乙は速やかに、第 87 条の規定を準用して原状回復するものとする。ただし、甲が必要と認めた

場合、乙は、解除時における甲の出来形検査を受けたうえで、その全部又は一部を甲に引き渡さなければならない。

(2) 乙が正当な理由なく、特定公園施設の撤去をせず、又は原状回復を行わないときは、甲が乙に代わって特定公園施設の撤去及び原状回復を行うことができる。

(3) 前号の場合において、乙は、甲の撤去及び原状回復について異議を申し出ることとはできず、第 8 1 条に基づき本協定が解除された場合を除き、甲の撤去及び原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(4) 第 8 1 条に基づき本協定が解除された場合は、特定公園施設に関する乙の損失に対する補償等については、法その他関係法令等の規定に従うものとする。

2 前項に規定する引渡しを受けた部分に係る乙の甲に対する契約不適合の取扱いについては、第 3 2 条の規定を準用する。

3 第 1 項第 1 号の場合、乙は、甲に対し、当該出来形部分を示した設計図書を提出するものとする。また、甲は、必要があると認められる場合は、乙に、必要かつ合理的な限度で破壊検査を行わせることができる。

4 本協定が解除された場合、既に甲に提出されていた特定公園施設の設計図書、完成図書及びその他本協定に関して甲の要求に基づき作成された一切の書類等について、甲は、甲の裁量により無償で利用する権利を有し、これについて、乙は、一切の異議を申し立てないものとする。

(公募対象公園施設の解除に伴う措置)

第 8 4 条 公募対象公園施設について、本協定が解除された場合で、公募対象公園施設の出来形部分が存在するときは、甲は速やかに第 4 1 条に基づく設置許可の取消しを行い、乙は速やかに第 8 7 条に基づき原状回復するものとする。ただし、第 8 1 条に基づき本協定が解除された場合の乙の損失に対する補償等については、法その他関係法令等の規定に従うものとする。

2 乙が公募対象公園施設の撤去及び原状回復を行わないときは、第 8 3 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定によるものとする。この場合において、「特定公園施設」とあるのは、「公募対象公園施設」と読み替えて適用するものとする。

(認定の取消し)

第 8 5 条 甲は、第 5 条の事業期間を終了した場合、又は本協定を解除した場合、乙の認定を取り消し通知するものとする。

(本協定の解除等の公表)

第 8 6 条 甲は、第 7 8 条第 3 項に基づき、本事業の内容の変更又は一時中止を指示した場合、又は第 8 0 条第 1 項に基づき本協定が解除された場合、乙の商号又は名称、所在地、変更等の内容及び理由を公表できる。

2 前項の場合において、第 8 0 条第 1 項第 7 号に該当するときは、その具体内容を併せて公表するものとする。

第 1 2 章 原状回復の義務

(原状回復の義務)

第 8 7 条 乙は、本協定終了日までに、又は本協定の解除日から 6 か月以内に、事業区域及び乙の責め

により汚損又は破損した部分を原状回復のうえ、甲の立会の下で甲に返還しなければならない。ただし、本協定終了日までに、本事業の終了後に新たに事業を実施する事業者（以下「新たな事業者」という。）と乙との間で、公募対象公園施設や権利の譲渡が確実になされることが見込まれ、かつこれらの譲渡について甲が同意した場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定による原状回復に係る費用は、乙が負担する。
- 3 乙が、第1項の規定により原状回復する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 原状回復の内容については、甲と乙が協議して決定する。
 - (2) 乙は、原状回復工事の設計完了後、現場での原状回復工事着手までに、設計内容等の必要書類を書面により甲に提出し、承諾を得ること。
 - (3) 乙は、前号の甲の承諾後、原状回復工事に着手することができる。
なお、甲が事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、乙に対し、設計内容の修正を求めることができる。
- 4 乙が第1項の規定による原状回復を行わない場合、甲は代わりにこれを行い、乙に費用を請求することができる。
- 5 前項により、乙が損害を受けることがあっても、甲はその賠償の責を負わないものとする。
- 6 乙は、第1項ただし書きに定める期日の変更を必要とする場合は、事前に理由を付して、書面により甲に申請し、甲の承諾を得なければならない。
- 7 乙は、第1項のただし書きにより、新たな事業者に公募対象公園施設や権利を譲渡する場合、新たな事業者が事業に着手するまでに、文書等にて確実に引継ぎを行うとともに、当該文書を甲に提出するものとする。

第13章 事業破綻時の措置

（事業破綻時の措置）

- 第88条 乙は、第5条の事業期間中に本事業が破綻した場合、法第5条の8に基づき、甲の承諾を受け、別の民間事業者の本事業を承継させることができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づき、本事業を承継させる場合は、第87条の規定に基づく原状回復を要しない。

第14章 保証金等

（保証金等）

- 第89条 乙は、本事業に係る使用料その他本事業から生じる全ての債務の担保として、次項に定める保証金等を、第87条に定める原状回復完了時まで無利息で甲に納付又は提供しなければならない。
- 2 前項に定める保証金等の納付又は提供は、次の各号に定めるいずれかの方法によるものとする。
 - (1) 保証金の納付
 - (2) 国債又は地方債の提供（電子債権を除く）
 - (3) 甲が認める金融機関の保証（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号。その後の改正を含む）第3条に規定する金融機関による債務不履行時の損害金の支払保証をいう。）の提供

- (4) 乙と保険会社との間の甲を被保険者とする履行保証保険契約の締結
- 3 前項の保証金等の金額は、使用料の3か月分とする。
- 4 乙は、保証金等の金額の1割以上の金額を本協定締結日から30日以内に、残額を公募対象公園施設の工事着手日までに甲へ納付又は提供しなければならない。
- 5 甲は、第87条に定める原状回復完了後、乙が甲に対して負う未払いの使用料、原状回復費用、及びその他の債務があれば当然に保証金等を充当し、残額を乙に返還する。
- 6 保証金等を前項の未払債務に充当してもなお不足が生じた場合は、乙は、甲の請求により直ちに当該不足額を甲に支払わなければならない。
- 7 乙は、保証金等をもって、本協定に基づき発生する乙の甲に対する債務の弁済に充当することを請求できない。

第15章 補則

(届出義務)

第90条 乙は、次の各号に掲げる事由が生じた場合、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1) 代表構成団体及び構成員を変更した場合
- (2) 代表構成団体及び構成員の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、又は名称を変更した場合
- (3) 代表構成団体及び構成員が銀行取引停止処分を受け、破産、民事再生又は会社更生手続の申立てを受け、又はこれらの申立てをした場合
- (4) 代表構成団体及び構成員が仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (5) 代表構成団体及び構成員が、本事業の実施に当たり、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (6) 代表構成団体及び構成員が、本事業の実施に当たり、地震、火災、風水害、盗難、及びその他の事由により損害を被った場合
- (7) 公募対象公園施設及び利便増進施設が、本事業の実施に当たり、滅失又は毀損した場合

(著作権の使用)

第91条 甲は、設計図書等について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本協定の終了後も存続する。

- 2 前項の設計図書等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合における著作権者の権利の帰属については、著作権法の規定するところによる。
- 3 乙は、甲が当該設計図書等を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（甲を除く。以下、本条において同じ。）をして著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使し、又はさせてはならない。
- (1) 成果物又は本施設の内容を公表すること。
 - (2) 本施設の完了、増築、改築、又は修繕等のために必要な範囲で、甲及び甲の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、又は翻案その他の修正をすること。
 - (3) 施設を写真、模型、絵画、又はその他の媒体により表現すること。

(4) 本施設を増築、改築、修繕、模様替えにより改変、又は取り壊すこと。

4 乙は、著作権者又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(1) 設計図書等を公表すること。

(2) 設計図書等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(特許権等の使用)

第92条 乙は、それぞれ、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の法令等に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている工事材料又は施工方法等を使用する場合、その使用に関する一切の責任を負うものとする。ただし、その使用が甲の指示による場合で、かつ、乙が当該指示の不適當なことを重大な過失なくして知らなかったため甲に対しその旨指摘できなかった場合は、この限りではない。

(本協定上の地位の譲渡)

第93条 乙は、本協定に別段の定めのあるほか、甲の事前の承諾なく、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、継承させ、担保提供又はその他の処分をしてはならない。

(秘密保持)

第94条 甲及び乙は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容及び本事業に関して本協定の相手方当事者より書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものについて、本協定の相手方当事者の事前の同意を得ずして第三者に漏らしてはならず、かつ本協定の目的以外には使用しないものとする。ただし、甲又は乙が、司法手続又は関係法令等に基づき開示する場合、本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に融資を行う金融機関等に対し本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

(1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報

(2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報

(3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(管轄裁判所)

第95条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訴、訴訟、調停又はその他の法的手続の管轄については、京都地方裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(その他)

第96条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項について、甲及び乙は、その都度、協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 京 都 市

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

代 表 者 京都市長 松井 孝治

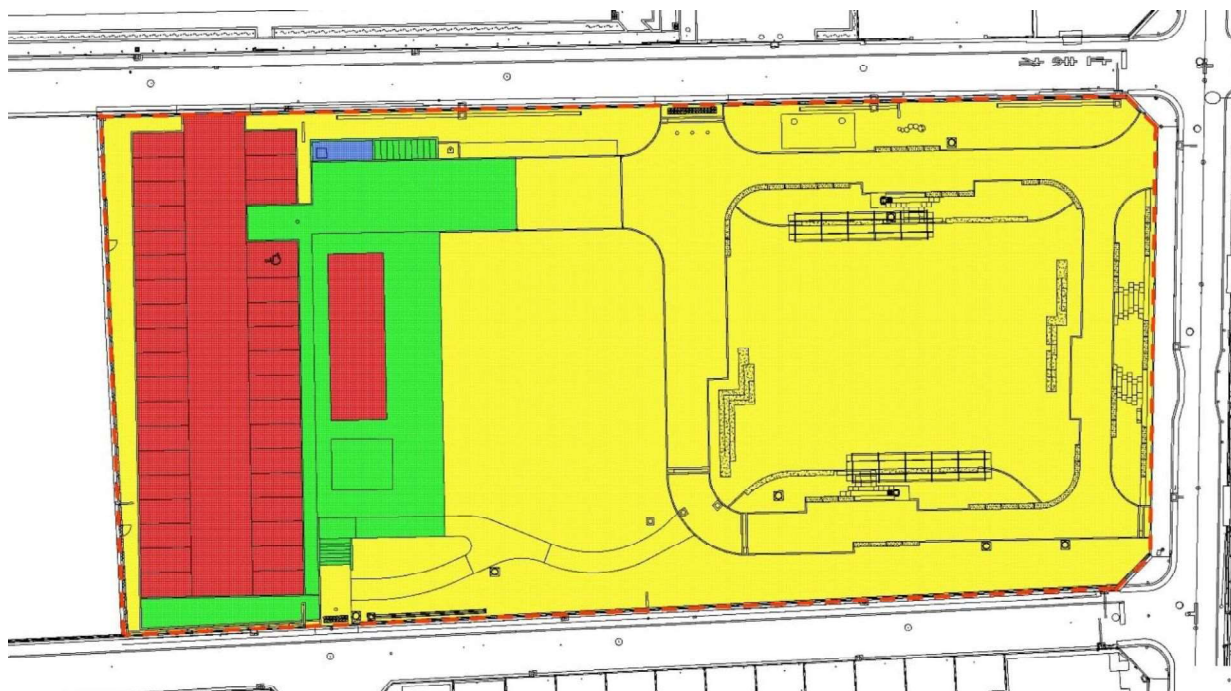
乙 P A R C 共同企業体

代表構成団体 P A R C 合同会社

東京都中央区新川一丁目24番4号

代 表 者 代表社員 大豊建設株式会社
職務執行者

別図（事業区域）



 事業区域

甲が整備を行う範囲

本市が整備を行う施設

乙が整備を行う範囲

公募対象公園施設

特定公園施設

利便増進施設

別表 1 (必要な手続)

業務内容	業務着手前に必要な手続
特定公園施設の整備工事業務	特定公園施設設計図書の甲の承諾
	特定公園施設工事に係る施工計画書及び工事工程表の甲への提出
	工事責任者選定の甲への報告
	特定公園施設事業計画書の甲への提出
	特定公園施設の占用許可の取得
	建設工事保険等保険証書の写し及び労働者災害補償保険加入証明書の甲への提出
特定公園施設の引渡し業務	譲渡契約の締結
特定公園施設の管理運営業務	特定公園施設管理運営計画書の提出
公募対象公園施設の整備工事業務	公募対象公園施設設計図書の甲の承諾
	公募対象公園施設工事に係る施工計画書及び工事工程表の甲への提出
	工事責任者選定の甲への報告
	公募対象公園施設事業計画書の甲への提出
	公募対象公園施設の設置許可の取得
	建設工事保険等保険証書の写し及び労働者災害補償保険加入証明書の甲への提出
公募対象公園施設の管理運営業務	公募対象公園施設管理運営計画書の提出
利便増進施設の整備工事業務	利便増進施設設計図書の甲の承諾
	利便増進施設工事に係る施工計画書及び工事工程表の甲への提出
	工事責任者選定の甲への報告
	利便増進施設事業計画書の甲への提出
	利便増進施設の占用許可の取得
	建設工事保険等保険証書の写し及び労働者災害補償保険加入証明書の甲への提出
利便増進施設の管理運営業務	利便増進施設管理運営計画書の提出

別表 2（事業日程）

協定の締結	令和 6 年（2024 年）10 月頃
設置等計画の認定	令和 6 年（2024 年）11 月頃
1 回目の設置許可	令和 7 年（2025 年）1 月頃
認定計画提出者による工事	令和 7 年（2025 年）1 月頃～6 月頃まで（予定）
特定公園施設の引渡し	令和 7 年（2025 年）6 月頃まで（予定）
再開園（供用開始）	令和 7 年（2025 年）7 月から（予定）
事業終了	令和 27 年（2045 年）1 月頃（1 回目の設置許可から 20 年後）

別表 3 (リスク分担)

リスクの種類	内容		負担者	
			京都市	認定計画提出者
関係法令等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある関係法令等の変更		協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が工事・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合			●
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
金利	設置等予定者決定後の金利変動	特定公園施設の維持管理・運営	協議事項	
		上記以外の事項		●
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業※1	特定公園施設の整備	協議事項	
		上記以外の事項		●
資金調達	必要な資金確保			●
事業の中止・延期	本市の責任による中止・延期		●	
	認定計画提出者の責任による中止・延期			●
	認定計画提出者の事業放棄・破綻			●
申請コスト	申請費用の負担			●
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担			●
施設競合	競合施設による利用者減、収入減			●
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況			●
運営費の増大	本市の責による運営費の増大		●	
	本市以外の要因による運営費の増大			●
施設の修繕等	施設、機器等の損傷	特定公園施設		●
			協議事項	
		公募対象公園施設		●
		利便増進施設		●
債務不履行	本市の協定内容の不履行		●	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行			●
性能リスク	本市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの			●
損害賠償	施設、機器の不備による事項			●
	施設管理上の瑕疵による事項			●
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項			●
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク			●

※1 不可抗力への対応。

- (1) 災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- (2) 公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、本市は認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じる場合があります。

別紙 1 (設置許可申請書)

(第 4 1 条関係)

南岩本公園施設の設置許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名) 電話 職業 (法人にあつては、営業種目)

都市公園法第 5 条第 1 項の規定により、公園施設の設置の許可を申請します。

1	設 置 の 目 的	
2	設 置 の 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
3	設 置 の 場 所	
4	公園施設の種類、 構造及び数量	
5	管 理 の 方 法	
6	工 事 の 実 施 方 法	
7	工事の着手及び完了 の時期	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
8	都市公園の復旧方法	
9	そ の 他	

別紙 2 (占有許可申請書)

(第 17 条、第 61 条関係)

南岩本公園の占有許可申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 職業 (法人にあっては、営業種目)

都市公園法第 6 条第 1 項の規定により、公園の占有の許可を申請します。

1	占 用 の 目 的	
2	占 用 の 期 間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
3	占 用 の 場 所	
4	占有物件の種類、 構造及び数量	
5	管 理 の 方 法	
6	工 事 の 実 施 方 法	
7	工事の着手及び完了 の時期	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日
8	都市公園の復旧方法	
9	そ の 他	